



県 章

沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 包括外部監査契約の締結（行政管理課） 1
- 土地改良区の役員の就任及び退任の届出（村づくり計画課） 1
- 公共測量の実施の終了の通知（農地農村整備課） 2
- 歳入の収納の事務の委託（森林管理課） 2
- 県立博物館・美術館の観覧料の承認（文化振興課） 3
- 建設工事入札参加資格審査及び業者選定等に関する規程の一部を改正する告示（技術・建設業課） 3
- 基本測量の実施の通知（道路管理課） 4
- 兼用工作物の管理協定の締結・4件（河川課） 4
- 土地区画整理組合の理事の氏名等の届出（都市計画・モノレール課） 5

公 告

- 沖縄県職員選考採用試験の実施（人事課） 6
- 市決定に係る都市計画の変更の図書の縦覧・2件（都市計画・モノレール課） 8
- 村決定に係る都市計画の変更の図書の縦覧・2件（都市計画・モノレール課） 9
- 開発行為に関する工事の完了・20件（南部土木事務所） 9

告 示

沖縄県告示第272号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の36第1項の規定に基づき、同法第252条の27第2項に規定する包括外部監査契約を次のとおり締結した。

平成28年 5月20日

沖縄県知事職務代理者

沖縄県副知事 浦 崎 唯 昭

- 1 包括外部監査契約の期間の始期 平成28年 4月 1日
- 2 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法 基本費用並びに執務費用及び実費の額を合計した金額に消費税の額及び地方消費税の額を加えた金額とする。
- 3 包括外部監査契約を締結した者の氏名及び住所
 - (1) 氏名 友利健太
 - (2) 住所 那覇市おもろまち3丁目6番24号幸マンション601
- 4 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の支払方法 精算払とする。ただし、契約の相手方から請求があった場合において、その必要があると認めるときは、執務費用及び実費に相当する金額の範囲内で概算払をするものとする。

沖縄県告示第273号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次のとおり伊平屋村土地改良区から役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成28年 5月20日

沖縄県知事職務代理者

沖縄県副知事 浦 崎 唯 昭

1 就任

理事、監事の別	氏 名	住 所
理事	伊礼幸雄	伊平屋村字田名1528番地 2
理事	新垣正順	伊平屋村字田名1630番地
理事	國吉眞安	伊平屋村字田名3449番地
理事	沢岬信明	伊平屋村字田名1529番地 1
理事	仲里明人	伊平屋村字田名1567番地
理事	安里武雄	伊平屋村字田名1803番地
理事	仲里恵一	伊平屋村字田名1603番地
監事	新垣勝正	伊平屋村字田名1526番地 1
監事	宮里信亮	伊平屋村字田名3412番地

任期 平成28年 4月25日から平成32年 4月24日まで

2 退任

理事、監事の別	氏 名	住 所
理事	伊礼幸雄	伊平屋村字田名1528番地 2
理事	新垣正順	伊平屋村字田名1630番地
理事	國吉眞安	伊平屋村字田名3449番地
理事	沢岬信明	伊平屋村字田名1529番地 1
理事	仲里明人	伊平屋村字田名1567番地
理事	安里武雄	伊平屋村字田名1803番地
理事	仲里恵一	伊平屋村字田名1603番地
監事	新垣勝正	伊平屋村字田名1526番地 1
監事	宮里信亮	伊平屋村字田名3412番地

沖縄県告示第274号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、沖縄県宮古農林水産振興センター所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

平成28年 5月20日

沖縄県知事職務代理者

沖縄県副知事 浦 崎 唯 昭

- 1 公共測量を実施した地域 宮古島市城辺地内（長南地区）
- 2 公共測量を実施した期間 平成27年10月26日から平成28年 3月28日まで
- 3 作業種類 公共測量（地区確定測量）

沖縄県告示第275号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり歳入の収納の事務を

委託した。

平成28年 5月20日

沖縄県知事職務代理者

沖縄県副知事 浦 崎 唯 昭

- 1 委託した収納事務 林業・木材産業改善資金貸付金に係る滞納元金の収納事務
- 2 受託者の名称及び所在地
 - (1) 名称 株式会社沖縄債権回収サービス
 - (2) 所在地 那覇市西1丁目19番7号
- 3 委託期間 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

沖縄県告示第276号

沖縄県立博物館・美術館の設置及び管理に関する条例（平成18年沖縄県条例第72号）第11条第5項の規定により、次のとおり沖縄県立博物館・美術館の観覧料を承認した。

平成28年 5月20日

沖縄県文化観光スポーツ部長 前 田 光 幸

- 1 施設の名称 沖縄県立博物館・美術館
- 2 指定管理者 一般財団法人沖縄美ら島財団 本部町字石川888番地
- 3 観覧料を承認した期間 平成28年5月27日から同年6月26日まで
- 4 観覧料の額
企画展「新収蔵品展—平成27年度収蔵資料—」

区分		観覧料の額（1人につき）	
		個人の場合	団体の場合
博物館施設	一般	200円	160円
	大学生及び高校生	150円	120円
	中学生及び小学生	100円	80円

- 備考
- 1 「一般」とは、「大学生及び高校生」及び「中学生及び小学生」のいずれにも該当しない者（小学校就学の始期に達するまでの者を除く。）をいう。
 - 2 「大学生及び高校生」とは、大学の学生及び高等学校の生徒その他これらに準ずる者をいう。
 - 3 「中学生及び小学生」とは、中学校の生徒及び小学校の児童その他これらに準ずる者をいう。
 - 4 「団体の場合」とは、20人以上の団体で観覧する場合及び教育委員会規則で定める場合をいう。

沖縄県告示第277号

建設工事入札参加資格審査及び業者選定等に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成28年 5月20日

沖縄県知事職務代理者

沖縄県副知事 浦 崎 唯 昭

建設工事入札参加資格審査及び業者選定等に関する規程の一部を改正する告示

建設工事入札参加資格審査及び業者選定等に関する規程（昭和52年沖縄県告示第445号）の一部を次のように改正する。

第5条第4項中「土木建築部土木総務課」を「土木建築部技術・建設業課」に改める。

別表第1中 「沖縄県下地島空港管理事務所長
沖縄県ダム事務所長」 を「沖縄県下地島空港管理事務所長」に改める。

附 則

この告示は、平成28年5月20日から施行する。

沖縄県告示第278号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

平成28年 5月20日

沖縄県知事職務代理者

沖縄県副知事 浦 崎 唯 昭

- 1 (1) 基本測量を実施する地域 東村
- (2) 基本測量を実施する期間 平成28年 5月 9日から平成29年 3月31日まで
- (3) 作業種類 基本測量（一等磁気測量）
- 2 (1) 基本測量を実施する地域 北谷町、那覇市、南城市、糸満市、北大東村及び南大東村
- (2) 基本測量を実施する期間 平成28年 5月 9日から平成29年 3月31日まで
- (3) 作業種類 基本測量（電子基準点現地調査）
- 3 (1) 基本測量を実施する地域 栗国村、渡名喜村、久米島町及び宮古島市
- (2) 基本測量を実施する期間 平成28年 5月 9日から平成29年 3月31日まで
- (3) 作業種類 基本測量（基準点現況調査）

沖縄県告示第279号

河川法（昭和39年法律第167号）第17条第1項の規定により、河川管理用通路と道路との兼用工作物の管理の方法について、次のとおり協議が成立した。

なお、関係図書は、沖縄県土木建築部河川課及び沖縄県北部土木事務所において縦覧に供する。

平成28年 5月20日

沖縄県知事職務代理者

沖縄県副知事 浦 崎 唯 昭

- 1 河川の名称 比地川水系比地川
- 2 河川管理施設の名称又は種類 比地川管理用通路
- 3 河川管理施設の位置 国頭村字比地685番地先から字比地729番 5地先まで
- 4 管理を行う者の名称及び所在地並びに代表者の氏名
 - (1) 名称及び所在地 国頭村 国頭村字辺土名121番地
 - (2) 代表者 道路管理者 国頭村長 宮城久和
- 5 管理の内容
 - (1) 道路専用施設（路面（路盤までの部分を含む。）、路肩、道路の附属物その他の専ら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。）の新設（道路の附属物に係るものに限る。）、改築、維持又は修繕
 - (2) 道路専用施設に係る災害復旧
- 6 管理の期間 平成 4年10月 2日から道路が存続する日まで

沖縄県告示第280号

河川法（昭和39年法律第167号）第17条第1項の規定により、河川管理用通路とほ場通路との兼用工作物の管理の方法について、次のとおり協議が成立した。

なお、関係図書は、沖縄県土木建築部河川課及び沖縄県中部土木事務所において縦覧に供する。

平成28年 5月20日

沖縄県知事職務代理者

沖縄県副知事 浦 崎 唯 昭

- 1 河川の名称 小湾川水系小湾川
- 2 河川管理施設の名称又は種類 小湾川管理用通路
- 3 河川管理施設の位置 浦添市字小湾 1 番地14
- 4 管理を行う者の名称及び所在地並びに代表者の氏名

- (1) 名称及び所在地 農林水産省那覇植物防疫事務所 那覇市鏡水174番地
- (2) 代表者 施設管理者 農林水産省那覇植物防疫事務所長
- 5 管理の内容 ほ場通路専用施設（路面（路盤までの部分を含む。）、路肩、ほ場通路の附属物その他の専らほ場通路の管理上必要な施設又は工作物をいう。）の新設（ほ場通路の附属物に係るものに限る。）又は改築
- 6 管理の期間 平成7年5月2日からほ場通路が存続する日まで

沖縄県告示第281号

河川法（昭和39年法律第167号）第17条第1項の規定により、河川管理用通路と道路との兼用工作物の管理の方法について、次のとおり協議が成立した。

なお、関係図書は、沖縄県土木建築部河川課及び沖縄県八重山土木事務所において縦覧に供する。

平成28年 5月20日

沖縄県知事職務代理者

沖縄県副知事 浦 崎 唯 昭

- 1 河川の名称 石垣新川水系石垣新川川
- 2 河川管理施設の名称又は種類 石垣新川川管理用通路
- 3 河川管理施設の位置 石垣市字新川真喜良2287番12地先から字新川真喜良2287番34まで
- 4 管理を行う者の名称及び所在地並びに代表者の氏名
 - (1) 名称及び所在地 石垣市 石垣市美崎町14番地
 - (2) 代表者 道路管理者 石垣市長 中山義隆
- 5 管理の内容
 - (1) 道路専用施設（路面（路盤までの部分を含む。）、路肩、道路の附属物その他の専ら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。）の新設（道路の附属物に係るものに限る。）、改築、維持又は修繕
 - (2) 道路専用施設に係る災害復旧
- 6 管理の期間 平成9年9月30日から道路が存続する日まで

沖縄県告示第282号

河川法（昭和39年法律第167号）第17条第1項の規定により、河川管理用通路と農道との兼用工作物の管理の方法について、次のとおり協議が成立した。

なお、関係図書は、沖縄県土木建築部河川課及び沖縄県八重山土木事務所において縦覧に供する。

平成28年 5月20日

沖縄県知事職務代理者

沖縄県副知事 浦 崎 唯 昭

- 1 河川の名称 石垣新川水系石垣新川川
- 2 河川管理施設の名称又は種類 石垣新川川管理用通路
- 3 河川管理施設の位置 石垣市字石垣西長間原2127番地先から字大川水名620番まで
- 4 管理を行う者の名称及び所在地並びに代表者の氏名
 - (1) 名称及び所在地 石垣島土地改良区 石垣市字登野城1892番地 4
 - (2) 代表者 農道管理者 石垣島土地改良区理事長 中山義隆
- 5 管理の内容
 - (1) 農道専用施設（路面（路盤までの部分を含む。）、路肩、農道の附属物その他の専ら農道の管理上必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。）の新設（農道の附属物に係るものに限る。）、改築、維持又は修繕
 - (2) 農道専用施設に係る災害復旧
- 6 管理の期間 平成13年1月15日から農道が存続する日まで

沖縄県告示第283号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第29条第1項の規定により、那覇市宇栄原南土地区画整理組合から次のとおり理事の氏名等の届出があった。

平成28年 5月20日

沖縄県知事職務代理者

沖縄県副知事 浦 崎 唯 昭

理事、監事の別	氏 名	住 所
理事	仲村正治	那覇市宇栄原3丁目7番1号
理事	上原信勇	那覇市宇栄原6丁目4番7号
理事	上原政男	那覇市宇栄原6丁目3番3号
理事	赤嶺賢次郎	那覇市宇栄原4丁目7番10号
理事	上原信男	豊見城市字我那覇221番地3
監事	赤嶺勇信	那覇市宇栄原6丁目6番3号
監事	上江田清宣	那覇市宇栄原666番地

公 告

沖縄県職員選考採用試験を次のとおり行います。

平成28年 5月20日

沖縄県知事職務代理者

沖縄県副知事 浦 崎 唯 昭

1 採用職種、採用予定数及び職務内容

採用職種	採用予定数	職務内容	採用時勤務予定場所
保健師	若干名	保健に関する業務に従事する。	保健所等

2 受験資格

- (1) 保健師を希望する者 昭和63年4月2日以後に生まれた者で、保健師免許を有するもの又は平成29年6月末日までに当該免許を取得する見込みのあるもの
- (2) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条に規定する次の事項に該当する者は、受験できません。
 - ア 成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む。）
 - イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - ウ 沖縄県職員として、懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者
 - エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- (3) 日本国籍を有していなくても受験は可能です。ただし、次の点に御注意ください。
 - ア 公権力の行使又は公の意思形成への参画に携わる職に就くことはできないとする公務員に関する基本原則に基づき任用されます。
 - イ 就職が制限される在留資格により日本国内に在住する者は、採用されません。

3 試験の日時、場所等

試験区分	試験の日時	試験科目	試験の内容	試験会場
第1次試験	平成28年7月24日（日曜日）午前8時30分から12時30分まで	教養試験	公務員として必要な一般的知識並びに文章理解、判断推理、数的推理及び資料解釈に関する一般的知能について択一式による筆記試験を行います。	沖縄県自治研修所（那覇市西3丁目） 宮古合同庁舎（宮古島市平良字西里）

		作文試験	文章による表現力、課題に対する構想力などについて筆記試験を行います。	八重山合同庁舎（石垣市字真栄里）
第2次試験	平成28年9月上旬に適性検査及び面接試験を実施します。試験の日時、場所等については、第1次試験合格者に通知します。			

※ 教養試験において、一定の基準に達しない場合、作文試験の結果に関わらず不合格となります。

4 募集要項の入手方法

募集要項の入手については、沖縄県総務部人事課ホームページ（<http://www.pref.okinawa.jp/site/somu/jinji/index.html>）からダウンロードできるほか、次の表に掲げる場所で配布します。

配布場所	所在地	電話番号
沖縄県総務部人事課	那覇市泉崎1丁目2番2号県庁行政棟5階	098-866-2090
沖縄県名護県税事務所	名護市大南一丁目13番11号北部合同庁舎1階	0980-52-2170
沖縄県コザ県税事務所	沖縄市美原一丁目6番34号中部合同庁舎1階	098-894-6500
沖縄県宮古事務所総務課	宮古島市平良字西里1125番地宮古合同庁舎2階	0980-72-2551
沖縄県八重山事務所総務課	石垣市字真栄里438番地1八重山合同庁舎2階	0980-82-3040
沖縄県東京事務所	東京都千代田区平河町二丁目6番3号都道府県会館10階	03-5212-9087
沖縄県大阪事務所	大阪市北区梅田一丁目1番3号大阪駅前第3ビル21階	06-6344-6828
沖縄県名古屋情報センター	名古屋市中区栄四丁目1番1号中部日本ビルディング4階	052-263-3618

5 申込方法

(1) インターネットによる申込み（以下「電子申請」という。）の場合 沖縄県ホームページから電子申請での申込みが可能です。

ア 申込手順 沖縄県ホームページ（<http://www.pref.okinawa.jp/index.html>）のトップページ下段の「採用・資格」の中の「採用・資格試験情報」の「職員採用等情報」から、「平成28年度沖縄県職員（保健師）の募集について」を選択し、「電子申請」を選択してください。

備考 電子申請の方法については、別途「電子申請・届出サービス」の利用方法を参照してください。

イ 注意事項

(ア) 使用するパソコンの機種や環境によって、一部対応できない場合がありますので、御注意ください。また、プリンタが必要になりますので御準備ください。

(イ) 回線状況によっては、予期せぬ機器停止や通信障害が発生する場合がありますので、時間に余裕をもって申込みを行ってください。

(ロ) 受付期間終了後、受験申込手続で申請したアドレスに受験票の受取について連絡いたします。受験票は、各自で印刷し、試験日に持参してください。受験票は、郵送しません。

(2) 郵送による申込みの場合 次のア、イ及びウに掲げる書類等をエに掲げる申込先に簡易書留で郵送してください。

ア 受験申込書

イ 履歴書（自筆（黒色ボールペン使用）で記載し、試験の申込前3月以内に撮影した顔写真を写真欄に貼付してください。）

ウ 82円切手を貼った封筒（受験票送付に使用しますので、表面に受験者の氏名及び受取先を記載してください。）

エ 申込先 沖縄県総務部人事課（沖縄県庁舎5階） 〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号 電話番号 098-866-2090

(3) 受付期間 平成28年5月20日（金曜日）から同年6月24日（金曜日）まで（電子申請による申込みの場合は平成28年5月20日（金曜日）午前9時から同年6月24日（金曜日）午後5時まで）に申込データの

受信を完了したものに限り、郵送の場合は平成28年6月24日までの消印のあるものに限り受け付けます。)

6 第1次試験に持参するもの

- (1) 受験票（電子申請による申込者は、各自受験票を印刷の上、持参してください。郵送による申込者は、沖縄県総務部人事課から送付される受験票を持参してください。）
- (2) 電子申請により申し込んだ者にとっては、履歴書（試験の申込前3月以内に撮影した顔写真を写真欄に貼付してください。）

7 合格発表 第1次試験の合格者は平成28年8月下旬に、第2次試験の合格者は平成28年10月上旬にそれぞれ県庁正門、宮古合同庁舎及び八重山合同庁舎の掲示板に掲示するほか、合格者に通知します。

8 合格発表後の取扱い

- (1) 採用される日は、原則として平成29年4月1日ですが、場合によっては同日前となることがあります。
- (2) 合格者の数は、年間の欠員見込数等を考慮して決定しますので、合格しても採用されないことがあります。
- (3) 採用されることを辞退する者又は新たな欠員が生じた場合は、採用試験の成績の上位の者から順次繰り上げて合格者とし、本人宛て通知します。
- (4) 合格発表後に受験資格がないことが判明した場合や、記載事項が正しくないことが判明した場合は、合格を取り消します。

9 給与

- (1) 初任給は、平成28年4月1日現在で、大学卒業後すぐに採用された場合、206,300円で、経験年数等を加味した額が支給されます。
- (2) 沖縄県職員の給与に関する条例（昭和47年沖縄県条例第53号）の規定に基づき、扶養手当、通勤手当、住居手当、期末手当、勤勉手当等が支給条件に応じて支給されます。

10 その他

- (1) 試験当日は、6（第1次試験に持参するもの）に掲げるもののほか、HB鉛筆数本及び消しゴムを持参してください。
- (2) 提出された履歴書等は、可否の別にかかわらず、返却しません。
- (3) 試験会場には、駐車場を確保していないので、自動車、二輪車等の利用は、御遠慮ください。
- (4) 試験会場内は、禁煙です。各会場所定の喫煙所を利用してください。
- (5) 郵送で申し込まれた方で、平成28年7月8日（金曜日）までに受験票が到着しないときは、沖縄県総務部人事課人事調整班宛てに電話連絡してください。

11 問合せ先 沖縄県総務部人事課人事調整班（電話番号 098-866-2090）

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、うるま市から送付のあった中部広域都市計画道路の変更に係る図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成28年5月20日

沖縄県知事職務代理者

沖縄県副知事 浦 崎 唯 昭

- 1 都市計画の名称 3・4・具9号安慶名田場線
- 2 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、うるま市から送付のあった中部広域都市計画公園の変更に係る図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成28年5月20日

沖縄県知事職務代理者

沖縄県副知事 浦 崎 唯 昭

- 1 都市計画の名称 3・4・具2号ヌーリ川公園
- 2 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、読谷村から送付のあった中部広域都市計画道路の変更に係る図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成28年 5月20日

沖縄県知事職務代理者

沖縄県副知事 浦 崎 唯 昭

- 1 都市計画の名称 7・5・読1号大湾東1号線
- 2 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、読谷村から送付のあった中部広域都市計画土地地区画整理事業の変更に係る図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成28年 5月20日

沖縄県知事職務代理者

沖縄県副知事 浦 崎 唯 昭

- 1 都市計画の名称 読谷大湾東地区土地地区画整理事業
- 2 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成28年 5月20日

沖縄県南部土木事務所長 嶺 井 秋 夫

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成27年 1月14日 沖縄県指令南土第15号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 豊見城市字座安中前原241番 6
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 豊見城市字名嘉地359番地 3 ハウス名嘉地102号 金城弘尚
- 5 検査済証番号 平成28年 3月10日 N第639号
- 6 工事完了年月日 平成28年 1月31日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成28年 5月20日

沖縄県南部土木事務所長 嶺 井 秋 夫

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成27年10月20日 沖縄県指令南土第1067号、平成27年12月 2日 沖縄県指令南土第1202号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 糸満市字喜屋武751番 2
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 糸満市字喜屋武36番地 2階 農業生産法人合同会社岬の恵み 代表社員 幸地卓
- 5 検査済証番号 平成28年 3月15日 N第640号
- 6 工事完了年月日 平成28年 3月10日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成28年 5月20日

沖縄県南部土木事務所長 嶺 井 秋 夫

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成27年 8月11日 沖縄県指令南土第859号

- 2 開発区域に含まれる地域の名称 八重瀬町字宜次久保増原674番 1
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 八重瀬町字宜次674番地 5 社会福祉法人ぎしの里福祉会 理事長 神里護
- 5 検査済証番号 平成28年 3月16日 N第641号
- 6 工事完了年月日 平成28年 3月10日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成28年 5月20日

沖縄県南部土木事務所長 嶺 井 秋 夫

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成27年 8月 5日 沖縄県指令南土第843号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 南風原町字大名久米原349番 3 及び350番12
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 南風原町字宮平517番地12サザンテラスB-302 栗森悠、南風原町字宮平517番地12サザンテラスB-302 栗森愛
- 5 検査済証番号 平成28年 3月16日 N第642号
- 6 工事完了年月日 平成28年 3月 8日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成28年 5月20日

沖縄県南部土木事務所長 嶺 井 秋 夫

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成27年 6月 9日 沖縄県指令南土第670号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 糸満市字阿波根1548番10
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 石垣市字新川782番地 花城悠哲、糸満市字潮平612番地 6 サニーハウストウマ206号室 花城光枝
- 5 検査済証番号 平成28年 3月16日 N第643号
- 6 工事完了年月日 平成28年 3月 1日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成28年 5月20日

沖縄県南部土木事務所長 嶺 井 秋 夫

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成27年10月 2日 沖縄県指令南土第1018号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 糸満市字阿波根673番11及び673番12
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 糸満市字兼城466番地山川マンション201号 奥間政成
- 5 検査済証番号 平成28年 3月23日 N第644号
- 6 工事完了年月日 平成28年 3月15日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成28年 5月20日

沖縄県南部土木事務所長 嶺 井 秋 夫

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成25年 5月27日 沖縄県指令南土第719号

- 2 開発区域に含まれる地域の名称 糸満市字小波蔵30番 1
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 糸満市字西崎二丁目 5番 6 - 504号県営西崎団地 伊敷文芳、糸満市字西崎二丁目 5番 6 - 504号県営西崎団地 伊敷栄子
- 5 検査済証番号 平成28年 3月23日 N第645号
- 6 工事完了年月日 平成28年 3月 9日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成28年 5月20日

沖縄県南部土木事務所長 嶺 井 秋 夫

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成26年11月12日 沖縄県指令南土第1198号、平成27年11月 6日 沖縄県指令南土第1109号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 南風原町字新川新上原197番10ほか12筆
- 3 公共施設の種類、位置及び区域
 - (1) 種類 道路
 - (2) 位置及び区域 次の図のとおり
（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を沖縄県土木建築部建築指導課において縦覧に供する。）
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 南風原町字新川197番地 2 花城キヨ、南風原町字新川176番 花城清朝
- 5 検査済証番号 平成28年 3月23日 N第646号
- 6 工事完了年月日 平成27年11月 9日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成28年 5月20日

沖縄県南部土木事務所長 嶺 井 秋 夫

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成27年 8月 3日 沖縄県指令南土第831号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 豊見城市字与根157番 7、157番 4 及び403番 2
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 浦添市宮城二丁目26番 5 - 302安巳荘 星谷大二郎
- 5 検査済証番号 平成28年 3月23日 N第647号
- 6 工事完了年月日 平成28年 3月15日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成28年 5月20日

沖縄県南部土木事務所長 嶺 井 秋 夫

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成26年11月 5日 沖縄県指令南土第1175号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 糸満市字米須425番 1
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 浦添市当山二丁目32番 1 - 203号上地組アパート 高嶺進
- 5 検査済証番号 平成28年 3月28日 N第648号
- 6 工事完了年月日 平成28年 3月 7日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了した

ので、検査済証を交付した。

平成28年 5月20日

沖縄県南部土木事務所長 嶺 井 秋 夫

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成27年12月 1日 沖縄県指令南土第1199号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 南風原町字山川神ノ奥原356番 7
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 浦添市西原五丁目16番 3 - 302号ウイングローヤル 小渡隼也
- 5 検査済証番号 平成28年 3月30日 N第649号
- 6 工事完了年月日 平成28年 3月25日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第 2 項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成28年 5月20日

沖縄県南部土木事務所長 嶺 井 秋 夫

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成27年11月20日 沖縄県指令南土第1166号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 八重瀬町字東風平1398番 8
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 八重瀬町字伊覇55番地ファミリー・A 3 - A 比嘉峰士、八重瀬町字伊覇55番地ファミリー・A 3 - A 比嘉智子
- 5 検査済証番号 平成28年 3月30日 N第650号
- 6 工事完了年月日 平成28年 3月21日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第 2 項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成28年 5月20日

沖縄県南部土木事務所長 嶺 井 秋 夫

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成27年 4月15日 沖縄県指令南土第446号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 豊見城市字伊良波496番 4 及び496番 8
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 豊見城市字上田438番地メゾンMAS A102号 高安亜希恵
- 5 検査済証番号 平成28年 3月30日 N第651号
- 6 工事完了年月日 平成28年 1月25日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第 2 項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成28年 5月20日

沖縄県南部土木事務所長 嶺 井 秋 夫

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成27年 6月 9日 沖縄県指令南土第672号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 豊見城市字座安181番 1
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 那覇市字仲井真91番地 3 レジデンスラークヒル202 前原信士、那覇市字仲井真91番地 3 レジデンスラークヒル202 前原結花
- 5 検査済証番号 平成28年 3月30日 N第652号
- 6 工事完了年月日 平成28年 2月27日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第 2 項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成28年 5月20日

沖縄県南部土木事務所長 嶺 井 秋 夫

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成27年 5月29日 沖縄県指令南土第642号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 豊見城市字与根44番 9 及び44番11
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 浦添市伊祖三丁目41番 2 -101号コーポサザンウィング 本永幸司
- 5 検査済証番号 平成28年 3月31日 N第653号
- 6 工事完了年月日 平成28年 3月15日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第 2 項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成28年 5月20日

沖縄県南部土木事務所長 嶺 井 秋 夫

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成27年 2月10日 沖縄県指令南土第113号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 豊見城市字座安中前原241番 5 及び241番 9
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 豊見城市字上田430番地M I Y A H O U S E 302号 新垣善通、豊見城市字上田430番地M I Y A H O U S E 302号 新垣香居
- 5 検査済証番号 平成28年 3月31日 N第654号
- 6 工事完了年月日 平成28年 2月26日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第 2 項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成28年 5月20日

沖縄県南部土木事務所長 嶺 井 秋 夫

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成27年 5月27日 沖縄県指令南土第632号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 糸満市字座波622番 1 の一部、622番 3 及び623番 3
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 糸満市字阿波根1575番地雇用促進住宅阿波根宿舍 1 号棟305号 金城栄博
- 5 検査済証番号 平成28年 3月31日 N第655号
- 6 工事完了年月日 平成28年 3月21日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第 2 項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成28年 5月20日

沖縄県南部土木事務所長 嶺 井 秋 夫

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成25年11月15日 沖縄県指令南土第1409号、平成27年 6月16日 沖縄県指令南土第702号（変更）、平成28年 4月 7日 沖縄県指令南土第504号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 糸満市字賀数268番 1
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 豊見城市字名嘉地259番警察本部豊見城庁舎202号 田場智
- 5 検査済証番号 平成28年 4月 7日 N第656号
- 6 工事完了年月日 平成27年 8月15日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第 2 項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了した

ので、検査済証を交付した。

平成28年 5月20日

沖縄県南部土木事務所長 嶺 井 秋 夫

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成27年 5月12日 沖縄県指令南土第593号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 南風原町字山川356番 6
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 南風原町字山川449番地神里アパート201 鈴木正和
- 5 検査済証番号 平成28年 4月11日 N第657号
- 6 工事完了年月日 平成28年 3月15日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成28年 5月20日

沖縄県南部土木事務所長 嶺 井 秋 夫

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成26年10月 3日 沖縄県指令南土第1081号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 豊見城市字翁長浜崎原843番61
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 豊見城市字与根496番地メゾンNOB 3-A 宮城美和子
- 5 検査済証番号 平成28年 4月11日 N第658号
- 6 工事完了年月日 平成28年 3月24日

発 行 所 沖 縄 県 総 務 部 総務私学課 電話番号 098-866-2074	印 刷 所 文進印刷株式会社 〒901-0306 糸満市西崎町五丁目10番地の14
--	--